

【会議録】

実施日時：令和元年10月2日（水）14:00 から 15:00

会議名	令和元年度越谷市労働報酬等審議会第1回会議	実施場所	本庁舎2階庁議室
件名／議題	1 開会 2 会長及び副会長の選出 3 会長あいさつ 4 諮問 5 議事 （1）会議の公開及び会議録について （2）審議会の審議事項について ① 越谷市公契約条例について ② 越谷市労働報酬等審議会の審議経過 （3）協議事項 ① 業務委託等に係る労働報酬下限額について 6 その他 7 閉会		
出席者等	出席委員 丸藤委員、田中委員、村上委員、渡邊委員 事務局 小田総務部長 契約課：高橋課長、和田副課長、松沢主任、瀧口主事		
会議資料	・会議次第 ・越谷市労働報酬等審議会 委員名簿 ・会議の公開及び会議録について【資料1】 ・越谷市公契約条例の概要【資料2】 ・越谷市労働報酬等審議会の審議経過【資料3】 ・業務委託等に係る労働報酬下限額について【資料4】		
内容	別紙 会議録のとおり		

合意・決定事項等

- ・会長に田中委員、副会長に渡邊委員が選出された。
- ・会議録は要旨作成とし、発言者名は原則無記名とする。
- ・会議録の公表は、会議を公開とした内容について公表する。

開会

契約課長の司会により越谷市労働報酬等審議会第1回会議の開式。

会長及び副会長の選出

- ・中立の立場である、弁護士の田中委員に会長、社会保険労務士の渡邊委員に副会長が相応しいという意見が委員からあり、その意見に対して異議がなかったため、会長、副会長が決定された。

会長あいさつ

田中会長よりあいさつ。

諮問

副市長より会長へ諮問書の交付。

議事

(1) 会議の公開及び会議録について

(事務局)

- ・原則、審議会等の会議については、「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」第8条第1項、及び「越谷市公契約条例施行規則」第12条第5項の規定により公開とされているが、「越谷市情報公開条例第7条」の各号いずれかに該当する場合、若しくは「会議が公開される場合で、審議内容によっては、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されることが相当現実的に予想される場合」については、本審議会の議決により非公開とすることができる。
- ・審議事項の内容により会議を非公開とする必要が生じた場合には、その都度、会議開催前に決定することとなる。また、同一の会議において、公開と非公開の部分が混在する場合は、会議の途中から非公開とすることが可能となる。
- ・今後、会議終了後に速やかに事務局において会議録を作成し、委員の皆様を確認を得

たうえで公表することとなる。会議録における発言者の氏名は原則無記名とされているが、特に必要がある場合には、本審議会の決定により記名とする対応が可能である。

- ・ 会議録の記録の仕方として、全文で作成するか要旨のみで作成するかご協議いただきたい。

- ・ 委員により協議の結果、要旨のみでの作成で決定された。

(2) 審議会の審議事項について

(事務局)

越谷市公契約条例の概要について説明（資料2）

- ・ 本条例については、市の契約に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、業務の適正な履行や質の向上に資するものとなっており、市が独自に定める労働報酬下限額以上の賃金の支払いを、受注者に義務付けることを柱とするものである。

- ・ 条例は、第1条から第12条までの構成となっており、大きくは「公契約全体を対象とした規定」と「労働報酬下限額適用案件を対象とした規定」に分けられる。

- ・ 1 目的：条例の目的や目指すべき目標を明らかにする規定であり、条例全体の解釈・運用の指針となるものである。公共調達の基本原則である「公平かつ公正な公契約」と共に、本条例の主な目的である適正な労働条件を確保することにより、業務の適正な履行と質の向上を図り、最終的には地域経済の健全な発展と、市民福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ 2 基本方針：目的を踏まえ、本市が目指す公契約のあり方について、その基本となる視点を列記したものである。全部で5項目設けており、公契約における透明性や競争性の確保をはじめ、適正な労働条件の確保や本市における雇用の促進、公契約の担い手確保等を規定している。

- ・ 3 市の責務：条例に基づき市が取り組む事項。基本方針にのっとりた施策を講じることと、適正な予定価格の積算に努めることを規定している。

- ・ 4 受注者の責務：関係法令の遵守や適正な労働条件の確保などの基本的事項を規定しているほか、下請け時の市内業者活用や労働者の継続雇用を受注者の努力義務としている。

- ・ 5 労働報酬下限額：適正な労働環境に係る実効性を確保するため、市が独自に定める1時間当たりの賃金の下限額を設定すること及びその水準の妥当性などを確保するため、審議会の意見を聴取することとしている。

- ・ 6 労働報酬下限額適用案件：事業者側の負担軽減を図るため、一定金額以上の案件

を対象としており、建設工事については予定価格5千万円以上、業務委託については予定価格1千万円以上の案件（12業務あり、主に本市での長期継続契約として複数年の契約が認められている業務）となる。

また、指定管理については募集時の委託料上限額が1千万円以上の協定を対象としている。

・7 契約において定める事項：適用案件では、受注者に対し、労働報酬下限額以上の賃金の支払いが義務付けられるが、その実効性を確保するため、下限額以上の支払い義務のほか、下限額の労働者への周知や労働者からの申し出、社会保険への加入義務、適正な下請負契約の締結などを規定している。

・8 立ち入り調査・是正要求・公表：受注者が、契約において定める事項の規定に違反した場合の対応について規定している。労働者等からの申し出があった場合は、市は必要に応じて事業所への立ち入りを含めた調査を行うほか、調査の結果、条例違反が判明した場合は、その是正を要求することとし、是正措置がなされなかった場合に、その違反事実を公表することとしている。

・9 越谷市労働報酬等審議会：労働報酬下限額を審議していただくための本審議会の規定で、本日お集まりいただいた委員の皆様で構成される審議会となる。

・10 条例の特徴：他市の公契約条例と比べた本市の条例の特徴となっており、地域社会に貢献する事業者を適正に評価することを基本方針において規定したことや、地域経済活性化等の観点から、受注者の努力義務として、下請業者選定時の市内業者活用と市民の雇用機会の確保を規定したこと。継続性のある全ての公契約を対象に、労働者の継続雇用を規定したこと。などがあげらる。

越谷市労働報酬等審議会の審議経過について説明（資料3）

・公契約条例に基づく労働報酬下限額を決定するにあたり、その過程の透明性や、水準の妥当性、公平性等を確保するため、市長からの諮問に応じ、審議いただくことを目的とする。

・審議会の開催状況について、平成28年度の開催から例年開催回数にバラツキがある、年間で想定している予定としては、業務委託の下限額を設定する審議会を最低賃金が改定された後の10月中旬ごろ、建設工事の下限額を設定する審議会を設計労務単価が改定された2月中旬ごろに開催し、3月の上旬には答申式を開催する流れで、年間3回から4回を想定している状況の予定である。

・諮問に応じて労働報酬下限額についてご審議いただくが、その結果として、答申いた

だきたい内容としましては、「工事の請負の契約に係る労働報酬下限額」と「業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額」となる。

・労働報酬下限額の設定状況だが、建設工事については、設計労務単価の90%で毎年設定しており、業務委託については、平成29年度は930円、平成30年度と今年度については960円で設定している。

・最後に下限額対象案件の状況だが、平成29年度については初年度ということもあり対象とならなかった契約が多数あったため件数が少ないが、建設工事では15件～20件、業務委託では30件前後が下限額の対象となる案件として毎年発注される予定である。審議会においては、これらの案件に対する労働報酬下限額について審議していただくこととなる。

(委員) 質問なし

(3) 協議事項について

(事務局)

業務委託等に係る労働報酬下限額について説明(資料4)

・1 労働報酬下限額とは：公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、既存の最低賃金額を上回る本市独自の賃金の下限額を「労働報酬下限額」として設定し、その対象案件の受注者に対し、この下限額以上の賃金の支払いを義務付けるもの。

・2 対象案件：建設工事については予定価格が5千万円以上の案件、業務委託については、予定価格1千万円以上の案件のうち、人件費が主要な部分を占める12の業務、委託料の上限が1千万円以上の指定管理協定となっており、次回ご審議いただく内容については、業務委託と指定管理協定に適用される下限額についてとなる。

・3 対象労働者：対象案件に従事する労働者であれば、下請労働者や再委託労働者についても下限額が適用されるが、最低賃金が適用されない障がい者や試用期間中の者、建設工事の現場代理人や監理技術者等については下限額の対象外となる。

・4 対象案件の受注者に求められる主な内容：従事する労働者に下限額以上の賃金の支払いが義務付けられるほか、労働者に支払った賃金額や労働関係法令の遵守状況について市に報告することとなっている。

・5 業務委託及び指定管理協定に適用される下限額：下限額を設定する際にいくつかの事項を勘案することが規定されている。

・最低賃金額については、埼玉県では、10月1日付で28円引き上げられ、現在は9

26円となっている。全国平均でも27円引き上げられ、平均で901円となっており、この平均27円の引上げは、平成14年度以降最大の引上げとなっており、依然として全国的に高い割合で、毎年大幅に引き上げられている状況である。

・生活保護基準については、この生活保護基準を勘案することとしている理由は、従来、最低賃金額が生活保護基準を下回る「逆転現象」が大きな社会問題となっていたことを踏まえ、下限額については、少なくとも生活保護基準を上回る水準とすることを明確にすることを趣旨とするものであるが、この逆転現象については、埼玉県では、平成24年10月1日付の最低賃金額の引き上げにより、解消されており、全国的にも平成26年度の引き上げにより解消されている。

なお、資料において、生活保護基準の額として753円と記載しているが、こちらについては、厚生労働省所管の中央最低賃金審議会において、最低賃金と生活保護基準を比較する際の積算式を準用し、最も高額な基準である12歳から17歳の単身世帯が生活保護を受給した場合に支給される額を1時間あたりに換算した額である。

・市職員給与については、高卒行政職の初任給との比較としており、地域手当を含めない場合は1,030円、地域手当を含める場合は1,092円となっている。

・市臨時職員賃金については、事務職の臨時職員の賃金となっており、今年度については960円となっている。

・市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金については、本市において現に履行中の清掃業務委託25件、10社を対象として、受注者に対し従事労働者への賃金の支払い状況について確認したもので、回答いただいた賃金額の平均値は932円となっている。

また、最低額は、最低賃金と同額の898円となっている。

・資料4ページ(2)について、既に公契約条例を制定している自治体の労働報酬下限額の状況を掲載しており、それぞれ左側が、各自治体の労働報酬下限額、その右がその自治体に適用される地域別の最低賃金額、その右が、下限額と最低賃金額を比較した割合となっている。

なお、表の下、欄外になりますが、全21自治体における下限額と最低賃金額の比率の加重平均は104.60%となっている。

・資料5ページ(3)について、今年度の各自治体の下限額と最低賃金との比率で令和2年度の下限額を算出した場合の賃金の一覧となっており、今年度の下限額と最低賃金との比率の高い順に並べ替えたものとなっている。越谷市の今年度の下限額と最低賃金額898円との比率は106.90%となっており、この比率を最新の埼玉県の最低賃金額926円に当てはめると、概ね、990円となる。

また、先ほどの全21自治体における下限額と最低賃金額の比率104.60%を、埼玉県最低賃金額926円に当てはめると、概ね、969円という結果になる。

なお、この算出方法については、昨年度の答申において、当審議会から付帯意見として示されており、業務委託の下限額の設定にあたっては、条例導入自治体の比率の平均を算出し下限額を検討することが望ましいとされたことから掲載しているものとなる。

(委員) 質問なし

その他

- ・越谷市労働報酬等審議会第2回会議の開催は令和元年10月15日(火)の9時半～

閉会